

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講報告

フィールド科学系部門生物生産技術班 田中 明良

1. はじめに（目的等）

現在の業務において、機械の修理、加工の際にはアーク溶接機を使用する。アーク溶接機を使用する際に副産物として、アークの熱によって溶けた金属が蒸気となり、空気中に固体（金属・酸化物）の細かい粒子が発生する。それを吸い込むと神経機能障害や呼吸器系障害などの症状が起こることが指摘されている。溶接機を取扱うには事前にその有害性や予防に関する知識を身に付けておく必要があり、不適切な取り扱いによる労働災害を防ぐために特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講を義務づけられている。そこで本講習を受講し、円滑・安全に業務を行うべく資格取得を目指すものである。

2. 期間・場所

期間：令和5年3月3日(金)～3月4日(土)

場所：広島県労働基準協会 林業ビル8階教室（広島市中区上八丁堀 8-23）

3. 参加者等

広島県内の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習参加者 30名

4. 研修内容

○学科講習 13時間（試験含む）

- ・健康障害及びその予防知識措置に関する知識
- ・作業環境の改善方法に関する知識
- ・保護具に関する知識
- ・関係法令

5. まとめと感想

化学物質は、産業界のみならず、私たちの日常生活のさまざまな場面において、幅広く使用されていて不可欠なものですが、その取扱いが不適切である場合には作業員の健康に重大な影響を与える。特定化学物質による健康障害の発生経路は、作業に伴って発散した特定化学物質は、ガス蒸気、粉塵となって環境空气中に拡散し、それらに接触した作業員の体内に侵入すると報告されており、有害物質が体内に吸収される経路としては、呼吸器、皮膚、消化器があるが、このうち呼吸器を通して吸収されるものが多いと指摘を受けた。農場ではアーク溶接機を使用するため、副産物として溶接ヒュームが排出される。溶接用保護面、溶接用保護手袋、適切な呼吸器用保護具を正しく着用して、皮膚に付着した場合や目に入った場合など被災した際はしっかり応急処置など適切な対処ができるように安全対策の充実と徹底を図っていきたい。